

平成30年(2018年)3月29日(木曜日)

土地売却巡る 住民請求棄却

三島市監査委員

三島市監査委員は28日、三島駅南口西街区の民間業者への土地売却を巡り、地元NPO法人の幹部が豊岡武士市長に市が損失したとする金額の補填(ほてん)を求めた住民監査請求を棄却した。理由について「違法、不当が存在するものとは認められない」とした。

監査委員事務局が同日、請求者のグラウンドワーク三島の渡辺豊博専務理事に到達した。請求は、広域観光交流拠点整備事業で東急電鉄に売却した価格が不当に安かったなどとして約4億5300万円の補填を求めた。渡辺さんは「市民の素朴な疑問に答えてもらえておらず、残念」と述べた。民事訴訟を視野に入れるとともに、別の論点で改めて監査請求する考えも示した。

豊岡市長は「本市の事業執行手続きが適正に行われていると判断された」と理解している」とコメントした。